

1 要領の趣旨

本要領は、公益財団法人北海道対がん協会が行うがん征圧活動の理解と支援の輪を広げるため、使用に当たっての必要な事項を定めたものです。

2 定義

公益財団法人 北海道対がん協会 がん征圧シンボルキャラクター（以下、「キャラクター」という。）は、公益財団法人 北海道対がん協会（以下、「協会」という。）が著作権を保有します。

3 使用目的

協会が行うがん征圧活動の理解と支援の輪を広げることを目的に使用します。キャラクターを商品の主要な要素とする場合は、使用できない場合があります。また、使用者の事業内容や、商品・サービスの品質などを保証するものではありません。

4 使用届の提出

- (1) 「公益財団法人 北海道対がん協会 がん征圧シンボルキャラクター使用届出書」（以下、使用届）とともに、使用届に係る制作物等がある場合は、その制作物等（完成品又は画像データ）を添付して、使用開始の2週間前までに協会に届け出てください。
- (2) 次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。
 - ア 報道機関が報道のために使用するとき
 - イ 個人が営利目的以外で使用するとき（例：名刺への貼付、SNSでの発信など）
 - ウ その他協会が適当と認めるとき

5 使用できる期間

使用できる期間は、当該年度の3月31日までとなります。ただし、製品等に付されたキャラクターについては、当該期間を超えて使用することができます。

6 不適正な使用に対する措置

使用届を受理した場合において、虚偽の届出、使用条件に反していることを確認した場合は、協会は、その是正を命じるか、もしくは使用を認めません。

7 留意事項

キャラクターの使用に当たっては、次に掲げる事項に留意してください。

- (1) 使用届を行った事項以外に使用しないでください。
- (2) キャラクターは、フルカラー又はモノクロで使用することとし、縦横比率を変えたり、角度を変えたり反転させたり、色を変更したり、キャラクターが認知できない背景色で使用することはできません。
- (3) キャラクターの使用に起因する事故及び第三者への損害等について、協会は一切の責任を負いません。
- (4) 使用届の内容による使用のほか、協会に無断で複製、譲渡又は貸与を行うことその他、協会の著作権を侵害する行為は禁止します。
- (5) 次の事項に該当する場合は、使用できません。
 - ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、又は暴力団の構成員と認められる者からの届出の場合
 - イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
 - ウ 特定の政治活動、宗教活動や個人の売名行為に関するものと認められる場合
 - エ 消費者の利益を害すると認められる場合
 - オ その他道が使用を不適當と認める場合
- (6) 協会は、キャラクターを使用するに当たり、使用者に対して必要な条件を付すことがあります。
- (7) キャラクターの使用は、無料とします。
- (8) 使用届を提出した場合は、協会が実施するキャラクター使用状況の調査等に応じることを承諾したものとみなします。

8 個人情報の取扱い

- (1) 本要領に基づき、収集した個人情報については、キャラクターの使用取扱いに関する事務以外に使用しません。
- (2) 使用届を提出した個人の氏名又は法人・団体の名称、キャラクターの使用目的及び使用方法等については、公表する場合があります。使用届を提出した者は、特段の申出がない場合は、この取り扱いに同意したものと見なします。

9 その他

本要領に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、協会が別に定めます。この要領は、令和5年9月11日から施行する。